

9 福祉サービスの提供

(1) 趣旨

災害が発生し都道府県知事等からの要請を受けた場合には、速やかに、災害時要配慮者に対して法による福祉サービスの提供を実施すること。

(2) 対象者

災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下、「災害時要配慮者」という。）

(3) 期間

法による福祉サービスの提供を実施できる期間は次により定めること。

ア 発災後、法による福祉サービスの提供が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の福祉サービスの提供の必要性が明らかな場合は、その期間によること。ただし、この期間が7日を越える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより福祉サービスの提供を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による福祉サービスの提供を実施する期間を災害発生の日から7日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて法による福祉サービスの提供が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により法による福祉サービスの提供期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、法による避難所の開設期間も踏まえ、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 福祉サービスの提供範囲

法による福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うこと。

ア 災害時要配慮者に関する情報の把握

イ 災害時要配慮者からの相談対応

ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

エ 災害時要配慮者の避難所への誘導

オ 福祉避難所の設置（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。）

(5) 福祉サービスの提供方法

ア 法による福祉サービスの提供は、あらかじめ編成しておいたチームを被災地へ派遣し福祉サービスの提供を行わせるものである。

(ア) あらかじめ編成しておいたチームでは十分な福祉サービスの提供が確保できないときには、その他の社会福祉施設等から必要な職員を派遣することも差し支えない。

(イ) (ア) によるその他の社会福祉施設等からの派遣が拒否されるなどのため、要員の確保が十分にできない場合には、必要に応じて法第7条の規定による従事命令により、これら派遣を拒否する社会福祉施設等から社会福祉士、介護福祉士等を確保することもやむを得ない。

ただし、法第7条の規定による従事命令は強制権によるものであるので、できる限り当該社会福祉施設等の理解を得て派遣によるように努力するなど、その運用に当たっては、慎重に取り扱われたい。

(6) 基準額

法による福祉サービスの提供のため支出できる費用は、原則として次による。

- ア (4) アからエまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費とし、(4) オの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。
- イ 社会福祉士、介護福祉士、事務員、運転手等を福祉サービスの提供に従事させたときの費用については、原則として次により取り扱うこと。
- (ア) 地方公共団体に勤務する者、国の機関に準ずる機関に勤務する者は、旅費及び時間外勤務手当等の費用について救助事務費として整理すること。
- (イ) 法第7条の規定により従事命令を受けた社会福祉士、介護福祉士等は、同条第5項の規定により、その実費が弁償されること。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は法第12条に基づき扶助金の支給が行われる。
- (ウ) その他の者については、応急救助のための賃金職員雇上費で取り扱うこと。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者は、都道府県が雇い上げた通常の賃金職員等の例により取り扱うこととなり、法第12条による扶助金の支給対象とはならない。
- (エ) 福祉サービスの提供に従事した社会福祉士、介護福祉士、事務員、運転手等への昼食や夕食の費用については一般的には、旅費（日当や宿泊費等）に含まれているものと解しているが、稀に旅費に含まれていない場合がある。旅費に昼食や夕食が含まれていない場合、食事代を支払うことについては差し支えない。
- なお、被災地での昼食や夕食代金については、社会通念上、是認できる範囲程度とすること。（酒類等を含む請求については、当然、国庫の負担の対象外となる。）
- ウ 都道府県知事等からの要請を受けて、避難所や在宅・車中泊避難者のもとへ派遣された保健師や看護師等による健康観察や健康相談についても福祉サービスの提供として整理して差し支えない。このとき、健康観察及び健康相談に要する日当、時間外勤務手当、旅費（宿泊費を含む。）等については、看護師等が民間病院等に所属する場合は賃金職員等雇上費で取り扱い、保健師等が公立病院等に所属する場合は救助事務費で取り扱うこと。
- なお、保健師や看護師等が、病院等において健康観察や健康相談を実施する場合や訪問看護の一環で健康観察等を実施する場合は、病院等の機能が維持されていることから国庫負担の対象外となる。
- エ 福祉に関する相談を中心に、災害応急期における被災者のあらゆる相談に対応する目的で、都道府県知事等が各士業関係者と連携し主催する相談会等の相談対応や、都道府県知事等の要請を受けて、各士業関係者が連携して開催する相談会等の相談対応についても福祉サービスの提供として整理して差し支えない。ただし、被災者台帳や内閣府が示す被災者台帳ヒアリングシート（例）等を活用し、都道府県知事等と士業関係者間で、相談を受けた被災者に関する情報共有を密に行うこと（例：士業関係者は、あらかじめ被災者本人の同意を得たうえで、相談内容を当該自治体に提供する。）。

このとき、相談対応に要する日当、時間外勤務手当、旅費（宿泊費を含む。）等については、賃金職員等雇上費で取り扱うこととなるが、他の福祉サービスの提供主体との公平性に鑑み、当該都道府県等の常勤の職員（福祉職）に相当する者の給与を考慮した額とすること。ただし、ここでいう「相談対応」とは、被災者のニーズを明らかにし、支援先につなぐことを想定したものであることから、被災者から相談があった内容のうち、各士業関係者が、業として個別具体の案件として処理することで発生する報酬に相当する費用等については、国庫負担の対象外となる。また、各種法令に基づく相談対応は、各種法令による支援が優先されるため国庫負担の対象外となる。

（7）福祉避難所の設置

福祉避難所を設置した場合の取扱いに当たっては、次の点に留意すること。

- ア 市町村が法による福祉避難所を設置した場合、国や都道府県が円滑に支援を行えるよう、市町村及び都道府県は、福祉避難所である旨の情報を加えた上で、1（1）の力の連絡及び報告を行うこと。
- イ 福祉避難所の対象者は、高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族まで含めて差し支えない。
- なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ介護保険法に基づく緊急入所等を含め当該施設で適切に対応すべきであるので、原則として福祉避難所の対象者として予定していないこと。
- （ア） 特別養護老人ホーム等の入所対象者は、本来入所すべき施設で適切なサービスを受けられるようにすべきであり、必要であれば緊急入所等を活用し、これら施設が対応すべきである。
- （イ） 福祉避難所で提供できるサービスの水準には限界があり、施設入所対象者は対象としないという前提でのサービスの水準である。
- （注）福祉避難所の対象者を介助する家族等を対象者とともに避難させることは差し支えないが、その者の取扱いに当たっては、原則として福祉避難所の対象者とは解せず、通常の避難所の対象者として解すること。
- ウ 指定福祉避難所として指定していない特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設を発災後に福祉避難所として設置した場合には、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあるが、次の点に留意すること。
- ① 緊急入所等を行う施設としてその機能をあらかじめ確保しておく必要があること。
 - ② 緊急入所等を行うのに伴い、施設面及び人的な面からも、受け入れ体制に不足が予想されること。
 - ③ 要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすいこと。
 - ④ 入所対象とならないものがそのまま入所し続け、平常時に復した際の施設運営に支障をきたすおそれがあること。
- エ 福祉避難所において要配慮者の相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（訪問介護員等）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。
- オ 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。
- カ 福祉避難所の対象者は固定的でないので、対象者をあらかじめ把握していないときには

勿論、あらかじめ把握しているときにも、被災直後の混乱期から一定期間を経過した後は、避難所に対象者が避難していないか調査すること。

キ 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（サービス付き高齢者向け住宅又はシルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。

ク 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、次の考え方により施設等の設置者へ福祉避難所の運営の一部又は全部を委託できる。

（ア）災害時における市町村の要員不足等も勘案し、各々の役割や機能等を最大限活用できるようにするため、委託できること。

（イ）老人福祉センター等の場合は、本来的事業又は臨時的に本来的事業に関連した緊急一時的な事業を受託したものと見なせること。

（ウ）入所施設等の場合は、災害時に当該施設等が地域社会の一員としての役割を果たすため、緊急的かつ一時的に行う地域交流事業の一つを受託したと解せられること。

ケ 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、施設等の設置者へ福祉避難所の運営の一部又は全部を委託した場合、その他の救助の一部又は全部を併せて委託することができる。

（ア）福祉避難所の運営と併せて委託する救助として、炊き出しその他による食品の給与のほか、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の一部又は全部について委託することが考えられる。

（イ）その他の救助の一部又は全部を委託する場合、委託先の施設等の被災状況や、利用可能な設備及び要員の状況を勘案の上、当該施設の設置者に過度の負担を課さないよう留意すること。

コ 福祉避難所の精算に当たっては、救助の一部又は全部を委託した場合、各々の救助種目毎に整理することを原則とすること。

ただし、一定の救助の全部を委託し、他の救助との重複が生じないときには、実施した救助種目を明記し、福祉避難所の費用として一括して精算することも特例的に認められる。

併せて、炊き出しその他による食品の給与及び被服、寝具その他生活必需品の給与等を委託したときには、当該救助のため支出できる費用の全部又は一部を加算した額でこれらの救助全体を行って差し支えない。

サ 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性から、できる限り短くすることが望ましいので、次に掲げる制度等を活用し、早期退所が図られるように努め、通常の避難所の設置期間内に解消すること。

（ア）関係部局と連携を図り、シルバーハウジングへの入居又は社会福祉施設等への入所（応急入所等を含む。）等を積極的に活用すること。

（イ）基準告示第2条第2項に定める応急仮設住宅（福祉仮設住宅）等への入居を図ること。

シ 市町村（都道府県）は、福祉避難所や要配慮者スペースの閉鎖に当たっては、避難者の退所について責任を持って対応することとし、いやしくも施設等に委託したまま放置しないこと。

(8) 必要な書類

法による福祉サービスの提供に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを保存すること。

ア 福祉チームの活動状況

イ 福祉サービスの提供のための支払い証拠書類

(9) 留意点

法による福祉サービスの提供については、災害時要配慮者に関する情報の把握や災害時要配慮者からの相談対応をその範囲として含むことから、次の点に留意して実施すること。

ア 災害時要配慮者に関する情報の把握や災害時要配慮者からの相談対応については、まずは、被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援等事業による支援の実施について検討すること。

イ 被災高齢者等把握事業との関係では、当該事業の実施体制が整うまでの間の対応や、当該事業では賄いきれないニーズ（妊産婦等の要配慮者への相談支援等）への対応として福祉サービスの提供を実施することが考えられる。

ウ 被災者見守り・相談支援等事業との関係では、当該事業の実施体制が整うまでの間の対応として福祉サービスの提供を実施することが考えられる。